

こちら千葉県弁護士会 京葉支部です



CONTENTS

第9回首都圏弁護士会支部サミットに期待する	
横浜弁護士会 間部 俊明	1
千葉県における裁判所の現状について	2
市民の方へのページ	
弁護士 小島 千鶴	3
千葉県弁護士会京葉支部	
会員紹介	4

第9回首都圏弁護士会支部サミットに期待する

横浜弁護士会地域司法計画委員会委員長
日弁連裁判官制度改革地域司法計画推進本部副本部長
間部 俊明



平成元年12月14日、朝日新聞神奈川版は、最高裁が、裁判官会議で横浜地裁相模原支部を設置することを決定したことを伝え、喜びに沸く舘盛市長の言葉を紹介している。そこに船橋市の名前が出てくる。「全国で人口50万人以上の都市で裁判所支部がなかったのは船橋市など3市だけ」だったというのである。あれから22年、船橋市の人口は、当時の相模原市の人口52万人を超え、61万人に達している。市川市は47万人、浦安市は16万人だから、市川簡裁、市川出張所の管内人口は124万人を超えた。その数は、大分県の総人口よりも多く、都道府県別人口の33番目に位置する。言い換えると、「京葉支部」の管内人口よりも少ない県が15もあるということである。「一票の格差」が問題とされてきたが、京葉支部管内に住む人々は、著しい「司法格差」を押しつけられたまま今に至っているということだ。

第1回の首都圏支部サミット（川崎市）の準備会において、静かに「市川・船橋地域」の司法の問題点を訴えておられた笠原郁子弁護士の姿や、パネルディスカッションにおいて、熱く訴えておられた大家浩明弁護士の姿が目に残っている。第3回の開催を千葉県弁護士会の支部にお願いしようということになったとき、抱える課題の緊急性からして市川・船橋支部が相応しいと思って声かけをした記憶があるが、「謙虚に」先輩の松戸支部に開催地を譲った。それから6年、会員数も増え、満を持して開催を引き受けた京葉支部はめざましい勢いで第9回の「サミット」準備を進めている。初めて、日弁連の共催も決まり、その勢いは、全国に広がろうとしている。地元への広がりを期待したい。

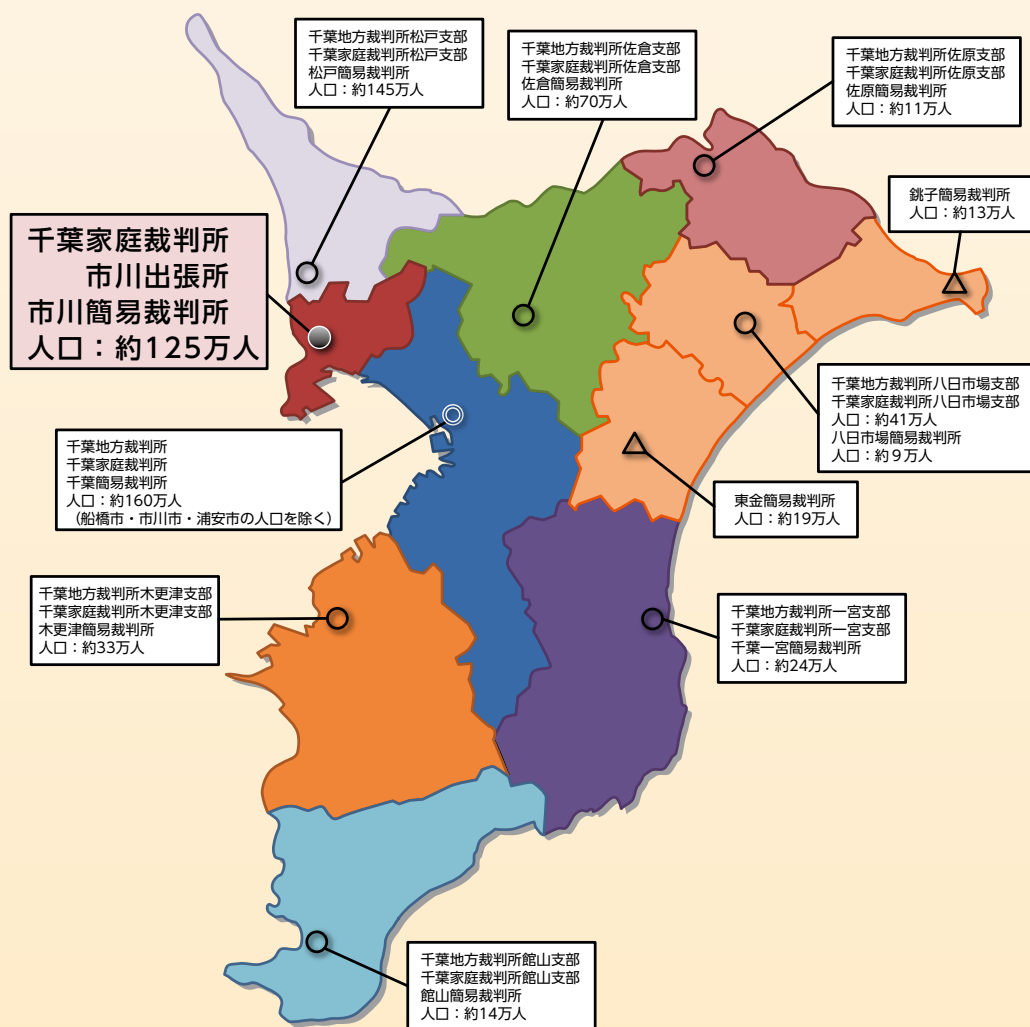
千葉県における裁判所の現状について

現在、千葉県には地方裁判所及び家庭裁判所の本庁が各1カ所、地方裁判所の支部が7カ所、家庭裁判所の支部が7カ所、簡易裁判所が11カ所、家庭裁判所の出張所が1カ所あります。

船橋市・市川市・浦安市の人口は約125万人となっており、人口だけでいえば裁判所支部を設置する規模となっています。

もちろん、裁判所の設置場所は人口比率だけで決定されるものではありませんが、一般的に人口が多くなれば裁判所の利用者も多くなると考えられます。

そこで、我々は船橋市・市川市・浦安市に身近で利用しやすい裁判所を設置することが市民の皆様の利益になり、司法の活性化に繋がると考えるのです。



船橋市民祭りに参加しました

平成23年7月23日に毎年恒例の船橋市民祭りが開催されました。

今年も千葉県弁護士会京葉支部から有志一同が参加し、当日はアンケートにご協力頂いた方にハート形の風船等を配布させて頂きました。

アンケートの結果は第9回支部サミットin 船橋で活用させていただきます。

ご協力ありがとうございました。



市民の方へのページ

事業者の離婚と財産分与



弁護士 小島 千鶴

船橋本町法律事務所

船橋市本町2-1-34

船橋スカイビル4階

電話：047-495-3281

1 離婚の際に、夫婦で形成した財産について、離婚した者の一方から他方に対し、財産分与を請求することができます。簡単にいえば、婚姻後に形成した財産は離婚のときに夫婦でわけることになります。

事業者の場合、財産関係が複雑であったり、夫婦が共同で事業を営んでいる場合があることから、給与所得者の場合とは異なる問題が生じます。

2 個人事業者の事業用資産

原則として、個人名義の財産は財産分与の対象になりますので、事業用財産であっても金銭的価値があれば対象とすることになります。なお、婚姻前に形成された財産については対象となりませんので、事業用財産についても、形成した時期によって区別が必要です。

3 配偶者が経営する会社の資産

原則として会社の資産は財産分与の対象となりません。会社は、配偶者と法人格が別だからです。もっとも、会社の営業実態が配偶者個人の営業と同視できるような場合には、会社財産を財産分与額算定の基礎となる財産に含める場合があります。なお、会社の株式や出資金は当然財産分与の対象となります。

4 家族の共同経営

夫婦が一方の両親とともに共同で家業に従

事しているような場合も問題です。雇用契約等の取決めがなされ、給料として正当な報酬が夫婦に支払われていれば、給与所得者と同じように考えることが出来ます。しかし、営業による収益と家計とが区別されず、家族の労働の成果が代表者(夫婦の一方の両親)の財産として蓄積され、夫婦名義の財産としては何も残っていないこともあります。このような場合、公平の見地から、家族の全体財産に対する夫婦の共同財産分を認定し、これを財産分与の対象として処理することもあります。

5 まとめ

事業者の財産は、実質と名義が異なっている場合が多く見受けられます。これが「離婚」という人生の一大事の場面では、紛争を長期化する原因となります。普段から、財産の名義は実質と一致するように整えましょう。また、実質と名義が一致しない場合には、名義にとらわれることなく、財産が形成された経緯をよく振り返って、互いの貢献を認め合いましょう。それが再出発への近道です。

※船橋商工会議所会報誌「ハンドシェイクふなばし」
2007年7月号より転載・補訂

船橋商工会議所 専門相談応じ隊

船橋商工会議所では、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士、弁理士、土地家屋調査士、日本政策金融公庫による定例の無料相談会を実施しております。

弁護士相談については、当支部の弁護士が相談を担当しております。

お申込み・お問合わせ先

船橋商工会議所中小企業相談所 商業振興課

☎：047-435-8211

会員紹介

弁護士 徳永 幸生 (とくなが ゆきお)

徳永法律事務所
船橋市前原東1-5-4
アソルティ津田沼3階
電話：047-478-3188
HP：http://tokunaga-law.dcsv.jp/

平成17年11月、船橋市に徳永法律事務所を開設しました。現在、8年目の弁護士です。

京葉支部では、法律相談センター委員会、支部サミット実行委員会などに所属しています。法律相談センター委員会では、市民の皆様へ船橋法律相談センター、市川浦安法律相談センターを積極的に利用していただくことを目標に活動しています。支部サミット実行委員会では、主に基調報告、宣言文を作成する部会で活動しています。船橋市、市川市、浦安市の地域に裁判所支部を設置する必要があることについて、わかりやすい基調報告を作成していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

弁護士 河原 啓介 (かわはら けいすけ)

河原綜合法律事務所
船橋市前原西5-6-19
電話：047-476-0790
HP：http://www1.seaple.ne.jp/kawahara/

船橋で育った私は、津田沼に河原綜合法律事務所を開設いたしました。

地元の皆様が気軽に相談できるような事務所を目指し、どんな問題にも一生懸命取り組んでいく所存です。

地域の皆様のお役に立てるよう頑張っていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士 岩井 浩志 (いわい ひろゆき)

船橋綜合法律事務所
船橋市湊町1-1-15
電話：047-433-1998

私は、約8年前から船橋市湊町にある法律事務所に籍を置き、弁護士として活動しています。

市民の皆様方が弁護士や法律事務所に持つイメージは、「敷居が高い」、「何を相談したらよいか分からない」といったものが多いと聞いていますが、決してそのようなことはありません。

皆様の身近で何か法律が絡むお困り事があれば、是非一度、相談して頂きたいと思います。皆様が日頃からお世話になっている「街のお医者さん」と同じように「街の法律家」として、皆様が抱える問題を一緒に考え、その対処方法をアドバイスしたいと思っています。

話が変わりますが、今年の11月、船橋で開催される支部サミットでは、市民の皆様にとって、身近で、利用しやすく、頼もしい裁判所を実現することがメインテーマとなっています。興味のある方は是非足を運んでみて下さい。

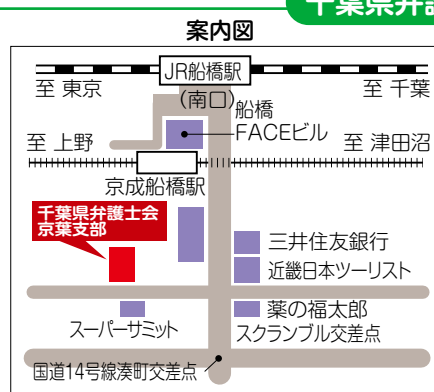


千葉県弁護士会京葉支部

「第9回首都圏弁護士会 支部サミット in 船橋」

平成23年11月12日(土)
午後2時～

JR船橋駅前
フェイスビル6階
「きららホール」
にて開催



住所：〒273-0005
千葉県船橋市本町1-10-10
船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775
FAX：047-437-3607

ホームページ： [弁護士会 京葉支部](http://www.chiba-ba.or.jp/)

アクセス：JR船橋駅より徒歩5分
京成船橋駅より徒歩4分

支部サミットのブログ：<http://d.hatena.ne.jp/bengoshikaikeiyo/>

編集後記

お盆休みが明けましたが、まだまだ暑いですね。そろそろ夏の暑さにも飽きたので、早く秋が来て欲しいですね。

秋になれば、すぐ支部サミット本番です！

編集部

発行日：2011年9月10日

発行：千葉県弁護士会京葉支部

〒273-0005 千葉県船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775 ホームページ：[弁護士会 京葉支部](http://www.chiba-ba.or.jp/)